

誓 約 書

下記1の町発注契約（以下「本契約」という。）の締結に当たり、稻美町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年稻美町条例第12号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。なお、発注者が本誓約書写し及び下記2(8)の情報を兵庫県加古川警察署長（以下「加古川警察署長」という。）に提供すること並びに発注者が加古川警察署長に下記2(1)及び同(2)に関して照会を行うことについて同意する。

記

1 町発注契約名

稻美町配水場及び処理場で使用する電力調達

2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
ア 条例第2条第1号で規定する暴力団
イ 条例第2条第2号で規定する暴力団員
ウ 町契約からの暴力団排除に関する要綱別表2から4で規定する事業者
- (2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の本契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。以下同様とする。）を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者（以下「暴力団等」という。）を契約の受注者としないこと。
- (3) 受注者は、下請契約等（受注者が本契約の履行に伴い締結する下請契約等を一次下請契約等として、以下、下請契約等が数次にわたるときは、そのすべての下請契約等を含む。以下同じ。）の受注者が暴力団等と下請契約等を締結しないよう指導し、二次以下の下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を発注者に報告するとともに、当該下請契約等の発注者に対しその者を当該下請契約等から排除するよう要請すること。
- (4) 受注者が前3号に違反したときには、本契約に係る約款、又は「暴力団等排除に関する特約」等に基づく契約の解除、違約金の請求など発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (5) 受注者は、下請契約等を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約を締結する場合にはその合計金額）が200万円を超えるときには、受注者に誓約書を提出させ保管し、当該誓約書の写しを発注者に提出すること。
- (6) 受注者は、下請契約等の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約等の受注者が応じないときには、その旨を発注者に報告すること。
- (7) 発注者が、第5号により下請契約等の受注者から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときには、直ちに提出すること。
- (8) 発注者が、受注者又は受注者の下請契約等の受注者が暴力団等に該当するか否かについて確認するために、その役員等（受注者又は受注者の下請契約等の受注者が、個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者はその役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を発注者に提出すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に伴い、暴力団等からの妨害その他不当要求を受けたときには、発注者に報告し、かつ、警察に届け出て、捜査上必要な協力をすること。
- (10) 受注者は、下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告し、かつ、警察に届け出るよう指導すること。
- (11) 受注者は、下請契約等の受注者から不当要求を受けたという報告を受けたとき及び下請契約等の受注者が当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、発注者に報告し、警察に当該下請契約等の受注者とともに捜査上必要な協力をすること。

令和 年 月 日

稻 美 町 長 様

（受注者）

住 所

（所在地）

氏 名

〔 法人名
代表者名 〕

印

(参考 2(1)関係)

稻美町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年稻美町条例第12号） 抜粋
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
(以下略)

町契約からの暴力団排除に関する要綱 抜粋

別表

2	暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第15号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
3	暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
4	次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。 (1)自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為 (2)暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為 (3)前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号） 抜粋
(定義)

第2条

2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

…略…

6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

…略…

（暴力的の要求行為の禁止）

第9条

15

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

(以下略)

役員一覽表

記載方法

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。
 - ② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約等を締結する事業所の代表者を記載してください。（暴力団等排除に関する特約第5項第1号及び第2号を参考にしてください。）
 - ③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
 - ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
 - ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。